

令和 8 年度 就労等支援業務

標準型プロポーザル実施要領（公募）

令和 8 年 2 月

沖縄市 経済文化部 企業誘致課

本公募は、令和 8 年度沖縄市当初予算案及び沖縄振興特別推進交付金申請に基づいて行うものであり、実施が確定しているものではなく、予算の成立または交付金の採択結果等の状況により、事業内容等に変更が生じる場合があるため、提案の採択が契約を約束するものではない旨あらかじめご了承ください。

## 1 標準型プロポーザル方式（公募）実施の目的

この要領に定める標準型プロポーザルは、就労等支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

就労等支援業務

### (2) 目的

本市の完全失業率は 6.0%と、県内平均の 5.5%を上回り、他市町村と比較しても高くなっている。本業務は、そのような本市の厳しい雇用情勢を踏まえ、積極的な施策を展開するため、国・県等の関係機関と連携し、地域の実情に応じたより一層きめ細かな就労支援を行うことにより、本市の雇用対策と雇用拡大を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

- ・就労等支援に係る管理運営業務
- ・デジタルスキルに特化した就労支援プログラム（IT パスポート等取得支援プログラム）  
※詳細については、別紙「令和 8 年度就労等支援業務概要仕様書」のとおり

### (4) 企画提案を求めるテーマ

- ア 相談支援業務に関する提案
- イ 職場見学等支援業務に関する提案
- ウ 業界・職種理解を促すイベントの企画・運営に関する提案
- エ 職場定着支援に関する提案
- オ 若年者向け支援に関する提案
- カ デジタルスキルに特化した就労支援プログラム（IT パスポート等取得支援プログラム）に関する提案
- キ プロモーション活動に関する提案
- ク 共通業務に関する提案
- ケ 独自提案に関する提案

### (5) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

### (6) 予算規模

予算額 33,198,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

※プロポーザル選定結果に基づき、契約候補者を選定する。

※市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

## (7) 契約方法

概算契約

## 3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、県内に主たる事務所を置く法人等であること。また、共同企業体（以下「コンソーシアム」とする）を構成して申請する場合は、県内に主たる事務所を置く法人等のうちから代表団体を定めること。

### (1) 単体企業として参加する場合

次のア～エに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成 15 年 4 月 21 日制定）により資格の再認定を受けていること。

ウ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

エ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

### (2) コンソーシアムとして参加する場合

コンソーシアムを組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までにコンソーシアムを組織し、コンソーシアムの設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

コンソーシアムの代表者は、負担割合が過半を占めることとする。

## 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

### (1) 参加表明書

#### ア 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式-1	1部
履歴事項全部証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合「登記簿謄本」</li> <li>・ 商号登記している個人事業主の場合「商号登記簿謄本」</li> <li>・ 商号登記していない個人事業主の場合「開業届の控え」または「身分証明書」</li> </ul>	1部
滞納のない証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の場合 「市町村税」「県民税」「法人税」「消費税および地方消費税」</li> <li>○ 個人事業主の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」</li> </ul>	各1部
財務諸表		1部

※コンソーシアムの場合は全ての参加企業が提出すること。

#### イ 提出方法

##### ① 提出期限

令和8年2月24日（火）～令和8年3月16日（月）午後5時00分まで  
 受付時間は、本庁開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとする。  
 （土日祝日を除く）

##### ② 提出先

沖縄市経済文化部企業誘致課（本要領「10 担当課」を参照）

##### ③ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

### (2) 企画提案書

#### ア 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式-2 （企画提案書表紙）	正本1部 副本7部
	様式-3 （会社の概要、経営規模等）	
	様式-4 （業務実績）	
	様式-5 （業務実施体制）	
	様式-6 （業務責任者及び担当者の経歴等）	
	様式-7 （業務の実施方針等）	
	様式-8 （テーマ別企画提案）	
	様式-9 （人員配置計画）	
	様式-10 （参考見積書） ※様式とは別に内訳見積書を添付すること（様式任意）	
	参考資料 提出企業パンフレット	

## イ 提出方法

### ① 提出期限

令和8年2月24日（火）～令和8年3月16日（月）午後5時00分まで  
受付時間は、本庁開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとする。  
（土日祝日を除く）

### ② 提出先

沖縄市経済文化部企業誘致課（本要領「10 担当課」を参照）

### ③ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

### ④ 特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

## (3) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A4版とし、文字サイズは12ポイント以上とする。

## 5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 質問及び回答の方法

#### ア 様式

様式-11（質問書）

※電話または口頭での質問は一切受け付けない。

#### イ 提出先

沖縄市経済文化部企業誘致課（本要領「10 担当課」を参照）

#### ウ 提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

#### エ 提出期限

令和8年2月24日（火）～令和8年3月3日（火）午後5時00分  
受付時間は、本庁開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとする。  
（土日祝日を除く）

#### オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和8年3月6日（金）午後5時00分までに沖縄市ホームページへ掲載する。ただし、質問が無かった場合は回答を行わない。

## 6 企画提案書の評価

### (1) 評価

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を契約候補者として

決定する。ただし、総得点が一定基準に満たない場合、契約候補者に選定しないことがある。

#### ア 一次評価（書類審査）

一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、二次評価対象者の上位 3 者程度を選定することがある。審査された結果は一次評価通知書により企画提案者全員に通知するものとする。

#### イ 二次評価（プレゼンテーション・ヒアリング）

企画提案（様式-7 及び様式-8）についてプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

二次評価対象者は、以下の要領でプレゼンテーションを行うこと。

##### ① 実施日時及び場所

一次評価結果通知書に併せて通知する。

##### ② 実施方法

- 提案説明時間は 1 団体 15 分以内とし、10 分程度の質疑応答を行う。
- 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- プレゼンテーションの説明者は主任担当者とし、補助者を含めて 3 名までとする。

## (2) 結果の通知

二次評価の結果は、二次評価対象者に通知する。但し、審査結果に対しての質問及び異議申し立て等は一切受け付けない。

## (3) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

ただし、評価委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評価項目	評価基準
1. 企業能力	・業務受託者としての適格性及び実績等の妥当性 (企業信頼度、勤務実績、実施体制、地理的条件)
2. 担当者能力	・担当者の業務実績、地域精通度等、本業務を適切に遂行する能力を有しているか。
3. 実施方針	・本業務の趣旨及び目的を的確に理解し、これに基づく提案となっているか。 ・活動目標の達成が十分に見込まれるか。 ・妥当な事業実施スケジュールとなっているか。
4. テーマ別企画提案	・本業務の目的に沿った効果的な内容か。 ・実施手法が的確で実現性の高い内容となっているか。 ・関係機関と連携した取組みが可能か。 ・効果的かつ実現性の高い独自提案となっているか。

## 7 業務委託契約に関する事項

### (1) 見積書を徴する相手先としての選定

沖縄市は、契約候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として選定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴収の相手先として再選定するものとする。

- ア 契約候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- イ 契約候補者が、沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ウ 契約候補者が、選定後に本要領 8 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- エ 契約候補者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- オ 契約候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

### (2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、市と受注者協議の上定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、契約候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

### (3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。

また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、本業務の達成のために必要と認めるものについては、あらかじめ市と協議のうえ第三者に再委託することができる。

### (4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領 8 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

## 8 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領 3 に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- エ その他本要領の定めを反した場合
- オ 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

## 9 その他

### (1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
質問受付期限	令和8年2月24日(火)～令和8年3月3日(火)
質問回答	令和8年3月6日(金)
参加表明書の受付期限	令和8年2月24日(火)～令和8年3月16日(月)
企画提案書の受付期限	令和8年2月24日(火)～令和8年3月16日(月)
プレゼンテーション	令和8年3月24日(火) ※予定
審査結果の通知	令和8年4月1日(火) ※予定
契約締結	令和8年4月1日(火) ※予定

### (2) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

### (3) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファックス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

### (4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (5) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とすることがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 法令または公序良俗に反する内容が記載されているもの

### (6) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

### (7) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

イ 提出書類については、本市に帰属する。なお、その内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。

#### **(8) 追加資料**

配置予定担当者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

#### **(9) 引継業務**

契約候補者は、現受託者との間で開所までに業務引継を行うこと。

#### **(10) 留意事項**

本業務は、本業務に係る予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。仮に、本応募に申込み、契約候補者として選定された場合であっても、予算案が否決された場合、本業務の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがあるため、あらかじめご了承ください。また応募にあたって発生した費用等についても沖縄市はこれを負担しないものとする。本応募に申し込む場合は、必ず上記の点を了承した上で申し込むこと。

### **10 担当課**

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市経済文化部 企業誘致課 雇用促進係（沖縄市役所 2 階）

担当：諸見里、喜納

電話：098 - 939-1212（内線：3242） FAX：098 - 929 - 0260

E-Mail：a53koyou@city.okinawa.lg.jp